

ご存知ですか？

固定資産税(家屋)の減額制度

固定資産税には、次のとおり減額措置が設けられています。減額制度の対象は家屋のみ（併用住宅は床面積の2分の1以上が居住地）で、減額を受けるには申請が必要です。必要書類などについてはホームページをご確認いただくか、税務町民課までお問合せください。

問合せ

税務町民課 ☎ (81) 1113

町ホームページ
ID 324

住宅の省エネ改修工事に対する減額

○要件

- ①平成26年4月1日以前から存在する住宅
- ②令和8年3月31日までに工事が完了している住宅
- ③窓の改修を含む工事
- ④補助金などを除く自己負担が以下のいずれか
 - ・60万円を超える断熱改修工事
 - ・50万円を超える断熱改修工事であり、高効率空調機、高効率給湯機、太陽熱利用システムの設置工事と合わせて60万円を超える工事
- ⑤改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下
- ⑥改修後3か月以内に必要書類を添付して町へ申告

○減税額

税額の3分の1（平成29年4月1日以降に改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当する場合、3分の2）

○減税期間

改修工事完了年度の翌年度分のみ

○減額の範囲

1戸あたり120m²まで

認定長期優良住宅の減額

○要件

- ①令和8年3月31日までに新築された住宅
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により認定を受けた新築住宅
- ③床面積が50m²（戸建以外の貸家住宅は40m²）以上280m²以下
- ④新築された年の翌年1月31日までに必要書類を添付して町へ申告

○減税額

税額の2分の1

○減税期間

新築から5年度分

○減額の範囲

1戸あたり120m²まで

耐震改修工事に対する減額

○要件

- ①昭和57年1月1日以前から存在する住宅
- ②令和8年3月31日までに工事が完了している住宅
- ③現行の耐震基準に適合した50万円を超える改修工事
- ④改修後3か月以内に必要書類を添付して町へ申告

○減税額

税額の2分の1（平成29年4月1日以降に改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当する場合、3分の2）

○減税期間

改修工事完了年度の翌年度分のみ（通行障害既存耐震不適格建築物は翌年から2年度分）

○減額の範囲

1戸あたり120m²まで

バリアフリー改修工事に対する減額

○要件

- ①新築後10年以上経過した住宅
- ②令和8年3月31日までに工事が完了している住宅
- ③65歳以上の方、要介護認定・要支援認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅
- ④補助金などを除く自己負担が50万円を超える改修工事
- ⑤改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下
- ⑥改修後3か月以内に必要書類を添付して町へ申告

○減税額

税額の3分の1

○減税期間

改修工事完了年度の翌年度分のみ

○減額の範囲

1戸あたり100m²まで

◎ 取り壊した建物はありませんか？

固定資産税は、毎年1月1日に現存する建物が課税対象になります。建物（居宅・物置・倉庫など）の取り壊しをされた方は、税務町民課へご連絡ください。